

日本における司法修習制度

—Post Academy Legal Education or Anti Academy Legal Education?—

四宮啓（國學院大學大学院法務研究科教授・弁護士）

1 大学外における実務教育機関としての司法研修所

日本では、司法制度改革によって、2004年から法曹養成の中核的機関として、法曹養成に特化した専門職大学院である法科大学院制度が発足し、法曹養成は、アメリカと同様、大学において行われることとなった。他方、大学外の法曹の実務教育機関としては、OJTの他に、弁護士会の提供する継続教育（たとえば様々な研修講座）があるが、必修の教育機関として司法研修所がある。司法研修所は最高裁判所がコントロールする直属の研修機関であり、司法修習と裁判官研修を担当している。日本において法曹資格を取得するには、司法試験に合格後、司法修習生として司法研修所に採用され、1年間の実務教育（司法修習）を受け、再度の試験に合格することが必要である。したがって日本の法曹資格付与権限は、司法試験を所管する法務省と、司法修習を所管する最高裁判所の、両官庁に与えられている。

2 司法修習制度の歴史と本質¹

司法修習を所管する司法研修所の歴史は3つの時代に分けることができる。第一時代は、第二次大戦前の司法官養成機関としての時代である。第二時代は、第二次大戦後のいわゆる統一修習の時代である。第三時代は2004年以降の司法制度改革による法科大学院設置後の時代である。

第一時代：司法研修所の前身は、1939年に創設された司法研究所である。同研究所は、「判事、検事及び司法官試補をして人格の練磨、識見の涵養及び司法に関する研究をなさしむる所」とされ、要するに判事、検事、すなわち司法官の再教育を目的として創設された。日本における戦前の法曹養成は、ドイツのそれに倣い、（弁護士ではなく）裁判官を法曹の原型とするものであった。したがって司法研究所における司法官試補の養成（修習）は、裁判官として任用されるために必要な質・資格の取得を目的に行われた²。

第二時代：戦後の司法制度民主化の中で、

1 本項の記述は、早野貴文「統一修習の歴史的背景と現実の機能」臨床法学教育学会「法曹養成と臨床教育」第5号（2012年）25頁以下に負う。

2 昭和11年～昭和13年における制度では、高等試験司法科試験に合格した者の中から司法官試験で採用された司法官試補が、裁判所及び検事局における1年6か月以上の実務修習（有給）を経て考試に合格すると判事、検事となった。弁護士は同試験に合格後弁護士試補となり、弁護士事務所における1年6か月以上の実務修習（無給）を経て、考試に合格後弁護士となった。

裁判官任用制度に関し、弁護士会を中心に法曹一元制度の採用が主張されたが、これに反対する裁判所は、法曹一元制度に対抗する制度として、司法官試補に弁護修習もさせる「司法官試補の修習制度」の改革構想を発表した。この、キャリアシステムを温存するための養成制度改革は、弁護士試補の修習内容と待遇を司法官試補に準ずるものとするを求めていた弁護士会と利害が一致し、法科大学院制度の発足に至るまで続いた統一修習制度として実現した。したがって、統一修習制度は、決して司法民主化の文脈で登場したものではなく、アンチ・法曹一元、キャリアシステム死守のための構想であったのであって、矢口洪一前最高裁長官はこの点に関する弁護士会の姿勢を「弁護士さんの『水平運動』³というものが、統一修習の要求になっているのです。」と語っている⁴。要するに、統一修習制度は、法曹制度の民主化から生まれたものではなく、法曹一元制度を阻止したい裁判所と弁護士試補を司法官試補と同レベルに引き上げたい弁護士会の利害が一致した結果生まれたものといえる⁵。その結果、司法官候補者ではない、民間弁護士となる圧倒的多数の司法修習生に政府が給与を支給して教育するという奇妙な制度として発足することとなった。そしてこの制度の下では、司法研修所入所者、つまりは司法試験合格者の数は抑制されることとなり、1990年まで50年近く、司法試験合格者

500人という時代が続いた（1999年によろやく1000人）。したがって、医師養成などと異なり、司法試験前の教育というものを制度的に欠いていた戦後の法曹養成においては、（大学が法曹養成に無関心であったことと相まって）司法研修所は不可欠かつ唯一の実務法曹養成機関として機能し、司法試験は（資格試験ではなく）司法研修所への採用試験として機能し続けた。しかしその教育の内実は、戦前からの裁判官教育の遺伝子を受け継ぐものであった。

第三時代：1999年から始まった司法制度改革の重要な柱の一つは法曹養成制度改革であり、2001年の司法制度改革審議会意見書では、法曹養成制度の中核として法科大学院が創設されることとなった。つまり、日本において初めて、法曹養成について、司法試験前の教育を担当する機関が登場し、かつ養成制度の中核として位置付けられた。その結果、本来想定されたのは、司法試験は（司法研修所への採用試験ではなく）法科大学院における教育を踏まえた資格試験となるべきであり（それゆえ法科大学院修了者の7～8割が合格することが想定された）⁶、司法修習は「修習生の増加に実効的に対応する」「法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施」するものとされ⁷、温存されることとなった。しかし審議会意見書をよく読むと、司法修習生に対する給費制度の在り方の検

3 「水平運動」の本来の語義は、戦前の水平社の組織を中心として展開された被差別部落解放運動を指す。

4 矢口洪一「オーラル・ヒストリー」（政策研究大学院大学、2004年）63頁

5 また統一修習制度は同時に、法曹一元制度の実現を遠退けた。

6 「司法制度改革審議会意見書」（2001年）67頁

7 同上、75頁

討を迫りつつ⁸、法曹人口については、「実際に社会の様々な分野で活動する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであり、新司法試験の合格者数を年間3000人とすることは、あくまで『計画的にできるだけ早期に』達成すべき目標であって、上限を意味するものではない」としていたこと⁹に留意すると、法科大学院制度が整備され軌道に乗った際には、司法修習制度は不要となるとの考えが底流にはあったと考えられ、かつそれは合理的であったと思われる¹⁰。

3 司法修習の役割と教育内容

(1) 弁護士人口問題

統一修習制度は、司法官養成制度に弁護士養成を接ぎ木した制度であるため、給費制度を前提とし、少数法曹人口を固定化する役割を果たした¹¹。つまり、「正義のギャップ」を解消するどころか、それを生んだ要因の一つが給費を伴う統一修習制度であった¹²。

(2) 教育内容

前述のとおり、司法修習は、司法官とりわけ裁判官養成を使命とした司法研究所の精神を引き継ぎ、最高裁判所のコントロールを受けることから、教育内容にも裁判官教育の目的が色濃く表れている。従来の司

法研修所における教育では、カリキュラムは大別して5つに分けられるが、それらは裁判科目(民事裁判と刑事裁判)、検察科目、弁護科目(民事弁護と刑事弁護)であり、立場は異なるとはいえ、すべてが訴訟科目であるのが大きな特徴である。「裁判」科目では、確定記録を教材化した研修教材を利用し、当事者が提出した書面、証拠の分析や事実認定の教育と判決書を書く訓練が中心である。その他の「検察」科目も「弁護」科目も、「裁判」科目の事実認定教育を前提とし、裁判所に提出する書類の作成の訓練が中心である。司法修習の中核である実務修習においても、現地修習で生きた事件に関与するとは言っても、内容は訴訟対応の修習であることは変わらない。

平成25年度の東京に配属された修習生(66期)の修習内容は次のようなものであった¹³。

- 採用者数2035人、クラス数28組(1クラスあたり70名程度)
- 民事裁判(2か月:修習生3人が同一部に配属。裁判官に付いて判決起案、法廷傍聴、弁論準備立会、8コマの講義等)
- 刑事裁判(2か月:修習生7人が同一部に配属。法廷傍聴、判決起案、既済記録を用いての事実認定研究、量刑調査、問題研究7コマ、模擬裁判)

8 同上

9 同上、58頁

10 したがって、司法制度改革審議会の提言に基づく新しい法曹養成制度において司法修習が「法曹養成に必須の課程として位置付けられている」(笠井之彦「新司法修習の到達点と今後の展望(総論)」ロースクール研究19号(2012年)41頁)といえるかは疑問である。

11 山口卓男「法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の展開と司法修習制度の位置づけ—給費制論争と弁護士法25条の示唆するもの」臨床法学教育学会「法曹養成と臨床教育」第5号(2012年)56頁以下、59頁

12 2011年11月からは給費制度は廃止され、貸与制度に変わった。

13 東京に配属された66期司法修習生へのインタビューによる。

- 検察（2か月：捜査：修習生4人一組で在宅被疑者取調べ、身柄事件は希望者のみ、公判修習も希望者のみ、講義11コマ、演習4コマ）
- 弁護（2か月：弁護士に配属。法律相談、訴訟書類の起案、法廷・調停等立会傍聴、刑事弁護活動、講義5コマ）
- 選択型修習（2か月：裁判所で刑事通常部・民事通常部）
- 集合修習（1.5か月：修習記録を用いて即日起案各2回、民事模擬裁判・刑事模擬裁判（人数が多いため各期日毎の役割担当）、各科目2回程度の講義）
- 考試

(3) 司法制度改革が提起した法曹像と司法修習

法科大学院発足後は、養成すべき法曹は訴訟担当法曹だけではないことが、少なくとも建前としてはいわれるようになったが、そのような多様な法曹の養成に、司法研修所は物理的にも人材的にもカリキュラム的にも、対応できるものではない。つまり、司法研修所は訴訟法曹を想定していても、高度化、専門家、国際化していく社会のあらゆる場面——企業、団体、行政官庁、地方公共団体、国際団体など——で働く法曹や、社会に奉仕する多様な法曹を想定していない。そのような多様な教育は法科大

学院においてこそ行われるべきで、また法科大学院においてのみ可能であって、司法修習廃止論の根拠の一つになっている。

そこで司法研修所ないし司法修習存置論者が法科大学院制度発足後に新たに主張しはじめたのが、修習の目的は「法律実務家に共通して必要となる基本的かつ汎用的な能力の修得」（下線は筆者）であり¹⁴、「法廷実務家として必要とされる基本的素養と法廷に限られない幅広い分野で活動する法律実務家に必要とされる基本的素養に本質的違いはない」という説明である¹⁵。そもそも「司法修習生に関する規則」¹⁶第4条によれば、修習の目的は、「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」（下線は筆者）ことにあるとされる。そして法科大学院発足前の司法修習生指導要綱によれば、修習については「すでに修得した学識の深化及びの実務への応用とともに一般教養を重視し、もって法曹たるにふさわしい品位と能力を備え、かつその社会的使命を自覚させる」とあり、「基本的かつ汎用的な能力の修得」という目的は記載されていなかった¹⁷。ところが、法科大学院発足後、法科大学院を經由していない司法修習生を対象とする¹⁸司法修習生指導要綱（乙）には、「指導に当たっては、法曹の活動に共通して必

14 たとえば笠井前掲注10、42頁。笠井の論文は8頁ほどの短い論文であるが、その中に「法律実務家に共通して必要となる基本的かつ汎用的な能力の修得」ないし「幅広い分野で活動するための共通の基礎となる基本的能力を身に付ける」が7か所で、「汎用的」、「汎用性」、「普遍的」というフレーズが3か所で強調されている。

15 同上43頁。そうであれば、法科大学院における多様な教育を経て（修習を受けることなく）法廷実務家になることも可能なはずである。

16 昭和23年8月18日最高裁規則15号、司法研修所「司法修習生便覧1994」19—20頁

17 同上「司法修習生便覧1994」30頁

18 法科大学院を修了した者が受験する新司法試験が実施された2006年から5年間は、新司法試験と従来の司法試験とが併存した。

要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させる」という目的が挿入された¹⁹。以上の司法研修所の説明の変化は、司法修習制度が法廷法曹の養成を目的とするものであることをはからずも示しているといえるだろう。そして法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度においても司法修習制度を堅持しようとする裁判所の姿勢が垣間見える。

(4) 予算問題

このような司法修習制度の運用のためにはどのくらいの税金が投入されているのだろうか。2008年以降の司法修習経費を予算額と概算要求額から見てみると次のとおりである²⁰。2011年採用の修習生から給費制度が廃止されたことにより、一定額の減額にはなっているが、現在でもなお60億円以上の税金が投入されている。国民の納得が得られているであろうか。

2008 (H20)	¥ 11,203,458,000
	(予算額：以下同じ)
2009 (H21)	¥ 11,559,832,000
2010 (H22)	¥ 10,264,423,000
2011 (H23)	¥ 9,540,108,000
2012 (H24)	¥ 6,766,104,000
2013 (H25)	¥ 6,856,603,000
2014 (H26)	¥ 6,748,811,000
	(予算概算要求額)

4 司法修習は今後どうなっていくか

すでに報告があったように、日本の法曹養成制度は大きな曲がり角に来ている。法科大学院を中核とする法曹養成制度は、国内外の社会の多様なニーズに対応できる法律実務家を、試験ではなく、教育によって養成しようとする改革であった。だからこそ、司法試験は、「法科大学院教育の教育内容を踏まえた新たなものに切り替える」「新司法試験と法科大学院での教育内容との関連を確保する」²¹とされ、司法修習は「修習生の増加に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである」²²とされたのである。しかし、法科大学院を修了した学生が通過しなければならない司法試験は依然として科目数が多く、かつその内容は相変わらず訴訟用の理論中心の出題である。また司法修習も依然として訴訟実務の修得が目的とされている。

さらに問題なのは、それらが教育メニューではなく、資格メニューとされていることである。司法試験と司法修習——法科大学院の外にあるこの「二つの卵の殻」は、余りに厚く、強固である。そのために、法科大学院教育の多様性の「孵化」は、「二つの卵の殻」によって阻まれ続けてきた—

19 司法修習生指導要綱(乙)平成17年12月20日通知、司法研修所「司法修習生便覧2006」33頁。なお、法科大学院修了者を対象とする司法修習生指導要綱(甲)には、「法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行う」とある(司法研修所「司法修習ハンドブック」(平成19年)22頁)。

20 http://www.courts.go.jp/vcms_lf/H26gaisan-yokyusho.pdfなど

21 司法制度改革審議会意見書72頁

22 同上、75頁

一すなわち、多くの法科大学院の教育が受験指向になり、多様な教育が後退した——というのが私の観察である。

現在、政府は法曹養成制度の改革に再度取り組んでいる。では、その方向性は法科大学院教育の多様化の孵化を促進する方向——つまり司法試験の負担を軽減し、司法修習必修化を見直す方向——であろうか。残念ながら逆である。近時の議論は、司法修習の必修化を弱めるどころか、司法修習制度を一層強化しようとしている。政府は、「法曹養成制度検討会議」の「各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがある」、「司法修習期間が1年に短縮されたので修習をより密度の濃いものに」等の意見に基づいて、司法修習「充実」の基本方針を立て、分野別実務修習開始前に「導入的教育」を実施するという計画を進めている²³。これは法科大学院を修了して司法試験に合格した者を、実務修習開始前に司法研修所に集め、さらに数週間に亘って記録教材を用いた起案・講評などの受講を義務化しようとするものである。このアイデアは、司法修習の裁判実務を中心とする傾向、及び「裁判実務のスタンダード」と称する「型」にはめる傾向を一層強めるもので、法曹の多様化とは逆の方向性をもつものである。またこのような方向での司法修習制度の強化は、法科大学院教育の多様化に対して一層重い枷となるであろう。この

計画は2015年度からの実施が検討されている。

5 結論

私の本カンファレンスにおける責任は、日本における大学院教育後の大学外における法曹養成教育について報告するものであった。しかしながら、以上に見てきたように、日本の司法修習制度は、そもそもの誕生は「教育がなかったがゆえ」に誕生した大学外の養成制度であり、教育を前提とするPost Academyのものではなかった。そしてその現在までの機能を見ると、Post Academyではなく、むしろ司法試験制度と相まって——法曹人口を抑制する機能を果たしている意味でも、また現状実務の追認の研修であり批判的検討ではないという意味でも、さらには法曹の多様化を促進しないという意味でも——Anti Academyの存在・機能になっているのではないかと思われるのである。

法科大学院教育の多様化に再度力を与えるためには、司法試験と司法修習という「二つの卵の殻」を一層薄くしていかなければならない。そして最終的に司法研修所は、(法曹一元制度が実現するまでは) 裁判官養成機関に特化すべきであるし、検察、弁護が司法研修所で蓄積してきたノウハウは、それぞれの組織においてそれぞれの後進の養成に役立てるべきである。

23 http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hoso_kaikaku/dai3/siryout2_3.pdf